

## 第41号議案

芦屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和2年6月8日提出

芦屋市長 伊 藤 舞

### 提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員認定資格研修の実施者に係る規定を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

芦屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年芦屋市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の2第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 参 照

### 芦屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正要綱

#### 1 改正の趣旨

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，放課後児童支援員認定資格研修の実施者に係る規定を整備するため，この条例を制定しようとするもの。

#### 2 改正の内容

放課後児童支援員になるための要件である放課後児童支援員認定資格研修について，これを実施することができる者を次のとおり改める。（第10条関係）

改正案	現行
都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長	都道府県知事又は指定都市の長

#### 3 施行期日

公布の日